

沖縄県ひとり親家庭等在宅就業推進事業実施要綱

令和7年8月19日こ女第397号

(目的)

第1条 この事業は、「ひとり親家庭等就業・自立支援事業の実施について」（令和7年5月9日付こ支家第211号こども家庭支援局長通知）の別紙「ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱」4（4）に基づき、母子家庭の母及び父子家庭の父（配偶者の暴力により親と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。）並びに寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）に対する在宅就業支援を実施することにより、ひとり親家庭等の自立を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は沖縄県とする。ただし、事業の実施について、適当と考えられる団体に委託することができる。なお、本事業の内容により、複数の団体に委託することもできる。

また、本事業の一部を適切な者に再委託することが出来る。

(支援対象者)

第3条 本事業の支援対象者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- （1） 沖縄県内に住所を有するひとり親家庭等であること。また、母子家庭及び父子家庭の児童も本事業の対象とすることができる。
- （2） 在宅での就業を希望する者や在宅就業において必要とされるスキルアップを希望する者であること。
- （3） 別に定める事業計画に基づく在宅業務について、これを実施できる一定の知識や技術を有していると認められる者であること。

(対象となる在宅就業)

第4条 本事業の対象となる在宅就業は、原則として、ITを用いた在宅就業とする。

(事業の内容)

第5条 本事業では、ひとり親家庭等の在宅就業支援に向けて次に定める事業を行う。

- （1） 在宅就業コーディネーターの配置
- （2） 支援対象者に対する在宅業務の発注又は受注環境の提供
- （3） 支援対象者が受注した業務の遂行支援
- （4） その他在宅就業支援に関すること

(その他)

第6条 本事業の実施に際して必要な事項については、別途定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月19日から施行する。